平成２４年（再イ）第２８号
奈良県葛城市長尾259番地７
再生債務者　小宅　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月18日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（再イ）第４０８号
大阪市東住吉区北田辺６丁目12番７号
再生債務者　宮本有梨江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４４号
広島県廿日市市原1273番地
再生債務者　須田　泰正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第９号
福島県会津若松市神指町橋本32番地
再生債務者　長嶺　　靖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２４年（再イ）第３８号
茨城県水戸市見和２丁目224番地の12
再生債務者　森谷　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日　　水戸地方裁判所

平成２４年（再イ）第１５９号
埼玉県幸手市南３丁目22番17号
再生債務者　浅野　嘉清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２０８号
横浜市戸塚区南舞岡２丁目16番14号
再生債務者　片原　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１３号
長野県岡谷市湊３丁目４番20号
再生債務者　小口　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（再イ）第５３１号
大阪府東大阪市友井２丁目34番53号
再生債務者　三木　芳弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６５号
広島市中区舟入中町２―26―203、住民票上の住所広島県安芸高田市高宮町川根3807番地
再生債務者　辻駒　りえ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月19日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１２号
山口県防府市大字伊佐江225番地の75
再生債務者　大坪　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日　　山口地方裁判所

平成２４年（再イ）第１９号
福岡県飯塚市幸袋571番地２
再生債務者　奥嶋　雅隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月19日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２４年（再イ）第４６号
熊本市東区戸島西１丁目29番32―301号
トーカンマンション健軍東２番館
再生債務者　藤崎　勝久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月19日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第３８号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字御庭田85番地２
再生債務者　赤石　克司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第３２号
福島県いわき市平字小太郎町２番地の10　ロイヤルパレソレイユいわき駅前408
再生債務者　渡邉　美香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（再イ）第１７号
栃木県大田原市小滝1029番地603
再生債務者　澤田　雅人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（再イ）第３６号
愛知県丹羽郡大口町上小口３丁目58番地11
再生債務者　安藤　直也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月20日
名古屋地方裁判所一宮支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 68 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年２月18日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 25 年３月５日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Q132号
2、名称　ケンツメディコ株式会社
3、住所　埼玉県本庄市児玉町共栄552番地１
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計